

工事一時中止に係るガイドライン 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【表紙】</p> <p>工事一時中止に係るガイドライン</p> <p>令和4年3月</p> <p>沖縄県土木建築部</p>	<p>【表紙】</p> <p>工事一時中止に係るガイドライン</p> <p>令和3年1月</p> <p>沖縄県土木建築部</p>	
<p>1. ガイドライン策定の背景</p> <p>(略)</p> <p>◆ ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドラインは、沖縄県土木建築部の所掌する工事請負契約（営繕工事除く）に適用するものであり、工事一時中止の運用が受発注者の共通認識のもとで円滑に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたものである。 ○ 令和3年1月の改定では、土木工事（港湾・空港事業を除く。）を対象に、令和2年12月1日付け土技第1231号で通知した「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（通知）」の考え方を追加した。 なお、令和2年8月31日までに予算執行伺いを決裁した土木工事（港湾・空港事業を除く）については、従前の「工事一時中止に係るガイドライン（令和2年5月14日付け土技第212号）」を適用願います。 ○ 令和4年3月の改定では、別紙「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」について、土木工事標準積算基準書に掲載があり、文言など錯誤があるため参考資料の添付から削除。 	<p>1. ガイドライン策定の背景</p> <p>(略)</p> <p>◆ ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドラインは、沖縄県土木建築部の所掌する工事請負契約（営繕工事除く）に適用するものであり、工事一時中止の運用が受発注者の共通認識のもとで円滑に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたものである。 ○ 令和3年1月の改定では、土木工事（港湾・空港事業を除く。）を対象に、令和2年12月1日付け土技第1231号で通知した「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（通知）」の考え方を追加した。 なお、令和2年8月31日までに予算執行伺いを決裁した土木工事（港湾・空港事業を除く）については、従前の「工事一時中止に係るガイドライン（令和2年5月14日付け土技第212号）」を適用願います。 	<p>【文言追加】</p> <p><u>改定概要を追記</u></p>

工事一時中止に係るガイドライン 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>増加費用の積算【港湾・空港事業除く】</p> <p style="color: red;">工期延長に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。</p> <p>◇ 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)G $= dg \times J + \alpha$ G : 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て) dg : 工期延長に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め) J : 対象額(工期延長時点の契約上の現場管理費対象純工事費) (単位円 1,000円未満切り捨て) α : 積上げ費用(単位円 1,000円未満切り捨て)</p> <p>工期延長に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b))^b \} + (N \times R \times 100) / J$ N : 工期延長日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数(別表-1、別表)</p> <p>◇ 土木工事標準積算基準書における入力項目 J : 工期延長時点の契約上の現場管理費対象純工事費 N : 工期延長日数 α : 積上げ費用</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">現場管理費対象純工事費</p> <p style="color: red;">現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、土木工事標準積算基準書「2.共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「2.共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象」を参照。</p> </div> <p>参考資料</p> <p>【別紙】「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法【港湾・空港事業を除く】」を削除。</p>	<p>増加費用の積算【港湾・空港事業除く】</p> <p style="color: red;">工期延長に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。</p> <p>◇ 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)G $= dg \times J + \alpha$ G : 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て) dg : 工期延長に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め) J : 対象額(工期延長時点の契約上の純工事費)(単位円 1,000円未満切り捨て) α : 積上げ費用(単位円 1,000円未満切り捨て)</p> <p>工期延長に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b))^b \} + (N \times R \times 100) / J$ N : 工期延長日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数(別表-1、別表)</p> <p>◇ 土木工事標準積算基準書における入力項目 J : 工期延長時点の契約上の純工事費 N : 工期延長日数 α : 積上げ費用</p>	<p>基準書に合わせ</p> <p>【文言改定】</p> <p>「純工事費」</p> <p>➤ 「現場管理費対象純工事費」へ改定</p>